

- 四、市會に多數傍聴せしめ反對氣勢を反映せしむること
- 五、一月二十四日夜全従業員大會を開催すること
- 六、官民合同反對同盟の結成
従業員の反對運動を統制する爲め本同盟を組織し、
舊社民系労働団体と提携して共同闘争をなすこと、
而して其の規約を別紙の通決定したのである。
- 〇、第三製鋼従業員大會
一月二十二日夜大谷會館に開催出席者四百六十余名に達し
左の事項を協議も決定す。
- 一、合同反對々策委員會の決定せる條項を説明して可決す
- 二、各係より代表委員二、三名宛選出して委員會を組織すること
- 三、舊社民黨系四派と共同闘争をなすこと
- 四、各工場より委員二名宛選出上京せしめ勞務部長を激勵

- すると共に既得權の確保運動を行ふこと、
- 五、商相、藏相、及び中井長官に決議文（別紙の通）を、
第二區選出各代議士に絶對反對の電報を送ること、
 - 六、闘争資金を必要に應じ各自支出すること、差當り各自
本給の二歩宛據出すること、
 - 七、市長、市會議長並に公新會（政民兩黨の市政上に於ける
団体）に對し合同絶對反對の決議文を手交すること。
 - 4、全従業員大會
鐵聯、同志會等に屬する懇談會員並に職工總代主催の下に
一月二十四日夜大谷會館に於て開催出席者約二百名左の事
項を協議決定す。
 - 一、合同反對の理由として、ホロ會社の救済、金融資本の
壟權確立、官業の民營化、營利經營化、福利施設の低
下、共濟組合の不安、職夫制度の劣惡化、政黨化、等